

鶴高 第 1156 号
令和元年 9 月 17 日

地域包括支援センター 代表者 各位
各介護保険事業者・施設 代表者 各位

鶴見区 高齢・障害支援課長

要介護認定及び要支援認定に係る情報提供の申込者確認及び交付日について（通知）

平素より、介護保険制度の実施に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年 1 月、横浜市要介護認定及び要支援認定に係る情報提供（以下、「情報提供」）事務取扱要綱を改正いたしました。個人情報の重要性が高まる中、同要綱に基づき、当区高齢・障害支援課では情報提供申込者の確認方法及び情報提供資料の交付日につき、以下のように取り扱うものとします。

1 情報提供申込者について

認定情報等の情報提供は、介護サービス計画等の適切な作成と介護報酬請求を目的に、本人と契約関係（契約予定でも可）にある居宅介護支援事業者等に対して行います。

認定情報等を提供する際には、情報提供申込者が本人と契約関係（契約予定でも可）にある居宅介護支援事業者等かどうかを確認しますので、確認書類の提示をお願いします。

（横浜市要介護認定及び要支援認定に係る情報提供取扱要綱 第 5 条）

2 情報提供申込者の確認書類について（要綱 5 条参照）

（1）窓口受取

① 申込者本人が受け取る場合

あ 顔写真付きの職員証や社員証等（代表者印あり）－ 1枚で確認可

い 上記「あ」がない場合は、以下の2つの書類を提示または提出してください（A+B）

A 顔写真のない職員証や社員証等（代表者印あり）または在籍証明書（原本・要提出）

B 顔写真付き公的身分証明書（ケアマネ証、運転免許証等）

② 申込者と別の方が受け取る場合

申込者と来庁者（受取人）両方の確認書類（上記「あ」または「い」）が必要です
(申込者の確認書類はコピーを提出してください)

（2）郵送申込

上記「あ」または「い」のコピーを申込書に同封してください

3 情報提供書類の写しの交付日について（要綱 6 条参照）

交付日は申込日から1週間後とします

（例：令和元年 10 月 1 日（火）申込の場合は、10 月 8 日（火）に交付）

4 実施時期

令和元年10月1日（火）より

<添付資料>

- 参考様式（在籍証明書、アルバイト等雇用証明）

*『横浜市要介護認定及び要支援認定に係る情報提供取扱要綱』及び参考様式（在籍証明書、アルバイト等雇用証明）は、健康福祉局のホームページに掲載されています。

担当 鶴見区 高齢・障害支援課 介護保険担当
TEL 045-510-1770 FAX 045-510-1897